2 女性の活躍が築く地方創生のまちづくり

(1) まちづくりにおける政策・方針決定の場への女性参画を促進します

NO.		基本施策	Jan Av EM
		行政機構の見直し	担当課
6	今後の方向性	 ◆性別にかかわらず適性や能力に応じて力を発揮できるよう、庁内各分野における職員配置を見直し、男女がともに参画する行政運営に努めます。 ◆人事評価制度を効果的に活用した人材育成と能力開発やキャリア形成の仕組みを確立し、管理職への女性登用を積極的に進めます。 ◆男女を通じた長時間労働の是正や休暇取得の取組みを進め、仕事と家庭を両立しやすい職場づくりを進めます。 ◆女性が、希望に応じて多様でかつ柔軟な働き方を選択でき、それぞれの働きや能力に応じた処遇・労働条件を確保できるよう、多様な任用形態や社会人採用等を積極的に取り入れ、女性の採用拡大をめざします。 ◆「女性活躍推進法」に基づき、特定事業主行動計画に基づく施策を推進します。 	人事課
		◆主要事業の推進において、男女双方の視点が活かせる組織体制を整 えます。	企画政策課
NO.		基本施策	Im als Em
		各種審議会等への女性の参画推進	担当課
7	今後の方向性	◇男女がともに意欲や能力を発揮できるまちづくりを実現するため、 審議会等において委員数が男女いずれかに偏重することのないよう、一定のバランスのとれた委員委嘱を図ります。◇審議会等の開催日時への配慮や公募制の活用等によって、より幅広い層からの参画促進に努めます。	全課
NO.		基本施策	+D 1/4 =⊞
	地域における積極的な女性の参画		担当課
8	今後の方向	◇男女双方の視点を取り入れることで、地域活動がより活発なものになるよう、自治会等地域の団体に対して、役員選定の際、女性の登用を進めるよう働きかけます。	市民協働課
	性	◇男女がともに意欲や能力を発揮できるよう各種まちづくりの取組 みへの女性の参画を積極的に推進します。	全課

(2)女性の活躍を促進します

NO.		基本施策	
		女性のネットワーク形成	担当課
9	今後の方向性	◇家庭との両立や再就職等について、業種や年代を超えて女性同士が 情報交換できる場づくりに努めます。	商工振興課
	方 向 性	◇「京丹後市女性連絡協議会」における女性関連イベントの開催や団体間の情報交換等を通じて、団体の自立や自発的な活動を支援します。	市民課
NO.	基本施策		
		女性の能力開発とリーダー育成	担当課
10	今後の方向性	◆女性の就業、再就職を支援するため、技術や能力向上が図れる学習・研修機会の充実に努めるとともに、開催場所や日時に配慮し参加促進を図ります。	商工振興課
		◆女性リーダー育成セミナー等への参加を促進するため、関係団体等と連携して積極的な広報に努めます。◆府や近隣市町、関係各課と連携して、学校教育の場を通じた効果的なキャリア教育の実施方法について検討を進めます。	市民課
NO.	基本施策		担当課
		防災・災害対応への男女共同参画の推進	担当床
11	今後の方向性	○災害応急対策として、避難所の運営における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。◇地域の自主防災組織において男女双方の視点に基づいた活動が行えるよう女性の参画を促進します。	総務課
NO.		基本施策	+D 1/ =B
		雇用の場における男女の均等な機会、待遇の推進	担当課
12		◇女性が出産・育児後等に職場復帰しやすい環境づくりを進めるため、積極的な働きかけができるよう、啓発に努めます。	市民課
	今後の方向性	◇企業における男女間の賃金格差の是正等をはじめ、登用機会・待遇 の均等に向けた啓発を進めるとともに、男女共同参画の取組みを支 援するよう情報提供に努めます。	商工振興課
	14	◇企業への男女雇用機会均等法や労働基準法等の周知、育児・介護休 業法の普及啓発等を進め、労働環境の改善を促進します。	市民課

NO.	基本施策		七火無
		多様な就業形態の普及	担当課
13	今後の方向性	 ◆新たなワークスタイルとしてテレワークを確立し、男女が仕事と家庭を両立することができる就労確保に努めます。 ◆フレックスタイム制度や在宅勤務等を促進し、多様な就労形態の増加に対応するための、情報提供や相談等、企業等への支援体制の充実に努めます。 ◆パートタイムや派遣労働者等の就労条件の向上に向けた企業への啓発を進めます。 	商工振興課
NO.	基本施策		10 V ==
	農林漁業における男女のパートナーシップの促進		担当課
14	今後の方向性	◇男性と女性が対等なパートナーとして事業を営むことができるよう、農林漁業者への「家族経営協定」の締結等の学習機会や啓発活動の充実に努めます。	農政課 海業水産課
NO.	基本施策		10 V/ ==
		女性の活躍に積極的に取組む企業に対するインセンティブの付与	担当課
15	今後の方向性	◆女性の職業生活における活躍の推進に向けて優れた取組みを行う 企業に対する表彰や、好事例の発信により、市内事業主の女性の活 躍推進に向けた取組みを行います。◆府の認証制度を活用し、男女共同参画やワーク・ライフ・バランス の推進に積極的に取組む市内事業者から優先して物品を調達でき る取組みの導入を検討します。	市民課
NO.		基本施策	40 V/ ==
		職場におけるハラスメントの根絶	担当課
16	今後の方向性	◆セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等の根絶に向けて、広報等を通じてこれらを許さない市民への意識啓発や、女性が安心して働くことのできる職場づくりに向けた取組みを促進します。	市民課

(3) ワーク・ライフ・バランスを推進します

NO.		基本施策	和火無
17	家庭における男女の家事、育児、介護の分担		担当課
	今後の方向性	◇男女の役割を固定的に捉えることなく、子育てや家事・介護をとも に担うという意識の醸成を図り、これらに必要となる実践的な知 識・技術を身につける講座を開催します。	市民課
NO.		基本施策	40 V/ =⊞
		男性の長時間労働の見直し	担当課
18	今後の方向性	◆長時間労働を抑制しながら、企業の生産性と就業者の多様なライフスタイルを両立するため、企業等に対し、朝型の働き方(やむを得ない残業は翌日の朝に回して、夕方に退社)の周知啓発に努めます。◆企業における男性の積極的な育児参画を進めるため、各種休暇の取得促進に向けた周知啓発に努めます。	市民課商工振興課

(4) 定住につながる仕事と子育ての両立を支援します

NO.		基本施策	+D 77 =B
	起業支援・就労支援		担当課
19	今後の方向性	 ◆起業をめざす女性や、すでに経営者である女性、農業や漁業、機業等自営業を営む世帯の女性に対して、経営や技術に関する研修機会を充実し、支援に努めます。 ◆国や京都府の女性起業家育成支援事業についての情報提供と活用促進に努めます。 ◆女性が、個性と能力を最大限に発揮して希望する形での活躍が実現できるよう、職業生活と家庭生活との両立が可能となる就労形態や専門資格等を活かした再就職支援のあり方について検討を進めます。 	商工振興課
		◆起業、就労、子育て支援等、地方創生に向けた施策を総合的に推進することにより、子育て世代を中心に本市への移住が魅力を持って促されるよう環境づくりを行います。	全課
NO.		基本施策	I Tank THE
		婚活支援とイクメン、ケアメン、カジダンの応援	担当課
20	今後の方向性	◆婚活支援の各種イベント、セミナー等の機会を活用して、男女共同 参画に通じる知識等を学ぶ機会の提供に努めます。	企画政策課 市民課
		◆男性の働き方の見直しや、男女が協力して子育てにかかわることについての実践的な学習機会の創出や情報提供の充実に努め、父親が家事・育児へ参画することの重要性を啓発します。◆女性の職業生活における活躍の推進への市民の関心と理解を深めるため、女性活躍推進法の趣旨や理念について啓発します。	市民課
NO.		基本施策	10.1/.=0
		地域で子育てを支える環境づくり	担当課
21	今後の方向性	 ◇児童の保護者等を対象とした家庭子ども相談室等、相談窓口の連携強化を進めるとともに、子育て支援センター等に専門的な相談員を配置するなど、相談体制や指導の充実に努めます。 ◇市民相互で子育てを支援するファミリーサポートセンターの相互援助機能を活用して、介護や育児を経験した女性の能力を活かした子育て支援の充実に努めます。 ◇地域住民からの情報提供等、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な対応に努めます。 	子ども未来課